

鳥取県高病原性鳥インフルエンザ対策 庁内連絡会議

日時：令和6年10月7日（月）

午前10時00分～

場所：第3応接室（鳥取県庁舎3階）

出席：知事、

鳥インフルエンザ対策チーム

（副知事、農林水産部、生活環境部）

危機管理部

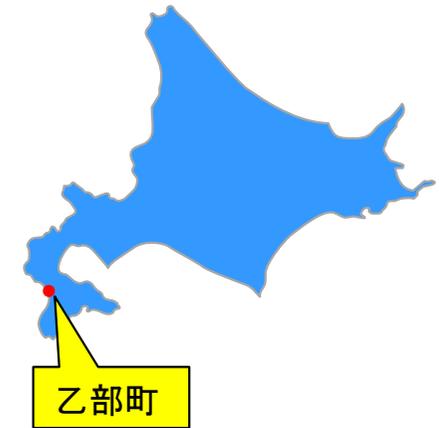
会議内容

- 1 北海道における野鳥の陽性事例
- 2 2023／24シーズンの国内における発生状況
- 3 鳥取県の対応（家きん）
- 4 県内の渡り鳥の状況と野鳥サーベイランスの基本方針
- 5 鳥取県の対応（愛玩鳥）
- 6 県民の皆様へ情報提供

北海道における野鳥の陽性事例

- ・9月30日(月) 北海道乙部町(おとべちょう)でハヤブサの死体が回収され、簡易検査によりA型インフルエンザウイルス陽性を確認

- ・10月4日(金) 国立環境研究所の検査により、高病原性と判定



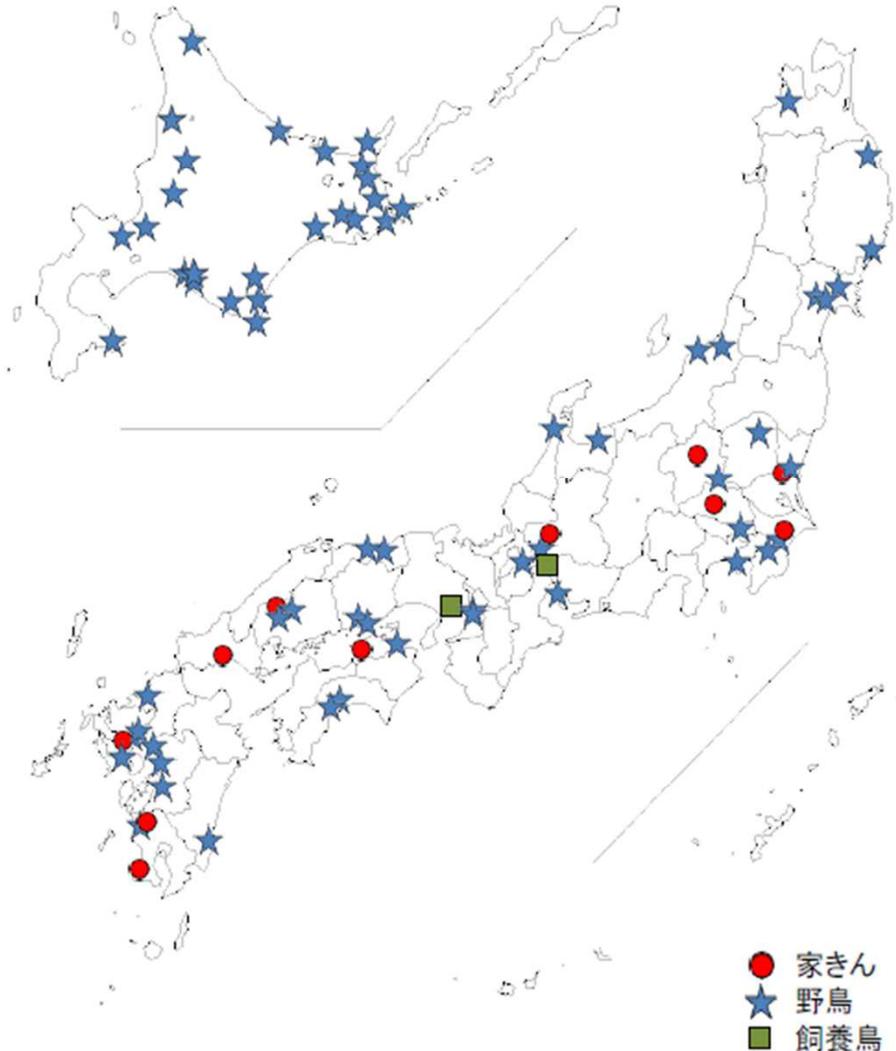
(国内での高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認は今シーズン初めて)

- ・国の対応
回収地点の周囲10kmを野鳥監視重点区域に指定

2023／24シーズンの国内における発生状況

4年連続で国内の家きんで発生。野鳥での発生は多かったが家きんは4年間で最少

令和5年度シーズン鳥インフルエンザの発生状況

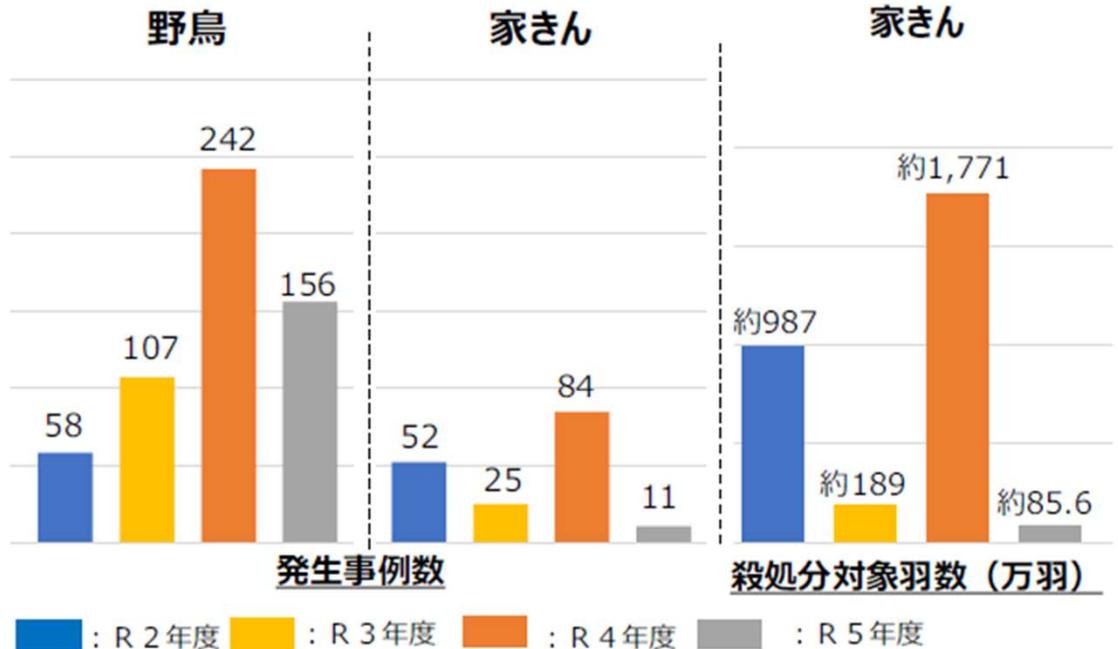


過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数



※野鳥における発生事例数は環境省HP参照

鳥取県の対応(家きん)

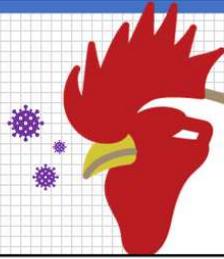
- 1 全78養鶏農場に渡り鳥飛来の連絡と注意喚起(9/18、10/1)
野生動物対策と飼養衛生管理基準の遵守、家きんの観察と異状発見時の早期通報、鶏舎周辺の消毒等を徹底。
- 2 飼育管理者からの飼養衛生管理基準の遵守状況の報告に基づき、10/11までに家畜保健衛生所による巡回点検を実施中
(76農場終了／78農場)。
シーズン中は農場による自己点検と家保の点検を繰り返し実施。
- 3 鶏舎に近接するため池に、野鳥が飛来しないよう、市町村を通じて管理者に水抜き等の協力を依頼。(9/28)
- 4 各総合事務所単位で防疫演習を実施
(東部9/26,10/1、中部10月中下旬予定、西部9/17,20)
- 5 備蓄品の確認
防護服やマスク等の補充、動力噴霧器の点検を実施済

鳥取県の対応(家きん)

養鶏農場、関係者への注意喚起とチェックポイント

対策のポイント

高病原性 鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

- | | |
|---|--|
| <p>■ 人、物、車両の出入時対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。 ・ 着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。 ・ 適切な車両消毒、手指消毒の実施。 ・ 家きん舎ごとの専用の靴の使用。 | <p>■ 野生動物の侵入防止、誘引防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
一特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止 ・ ねずみ及び害虫の駆除 ・ 鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。 ・ 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。 |
|---|--|

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは警戒を強化。
特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

! 近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



野鳥・野生動物対策

- ・ 農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・ 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・ 野鳥等への安易な餌やり等の中止

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

MAFF
農林水産省

TEL

家畜保健衛生所

農林水産省HP
「鳥インフルエンザに関する情報」



一斉点検の要チェックポイント(家きん)



① 衛生管理区域に病原体を持ち込まない!

- ☑ 手指の洗浄・消毒をしていますか?
- ☑ 車両の消毒をしていますか?
- ☑ 専用の衣服や靴の確実な着用ができていますか?

× 境界に更衣や消毒の設備がない



○ 車両の消毒、専用の衣服や靴の着用



タイヤの溝やタイヤハウスもしっかりと!

② 家きん舎に病原体を持ち込まない!

- ☑ 手指の洗浄・消毒をしていますか?
- ☑ 専用の靴の確実な着用ができていますか?

× 専用の長靴が用意されておらず、出入り時の動線も不明瞭



○ 専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の履き替え時の動線の交差防止



③ 野生動物を近づけない! 侵入させない!

- ☑ 防鳥ネット等は家きん舎のみでなく、堆肥舎等にも設置していますか?
- ☑ 破損箇所や開口部の隙間は速やかに補修していますか?
- ☑ ネズミや害虫の駆除は定期的に行っていますか?

× 壁や金網に破損があり、補修されていない



補修はしっかりと!

屋根裏内部やモニター開口部も破損がないか要確認!

○ 集卵ベルトの開口部や堆肥舎も隙間がないように対策している



野鳥が多い地域は特に注意!



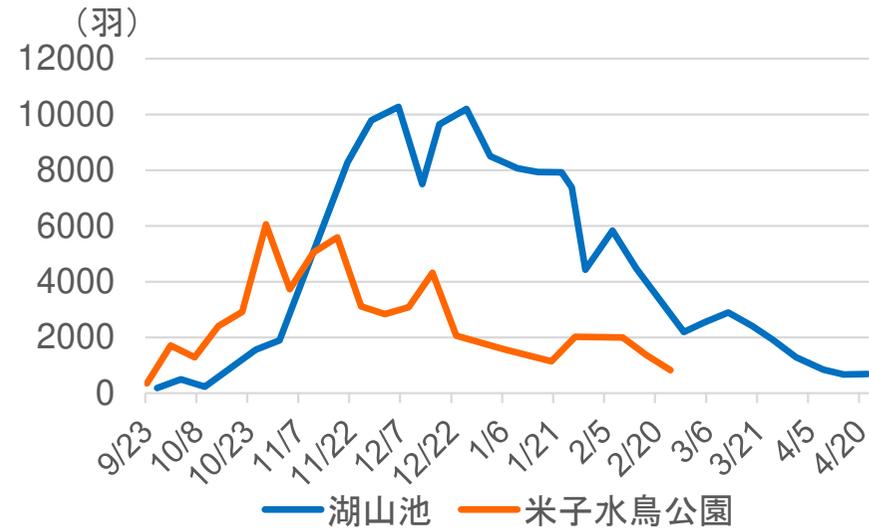
鶏舎全体を防鳥ネットで覆った事例

県内の渡り鳥の状況と野鳥サーベイランスの基本方針

《県内の渡り鳥の飛来状況》

- ・ **9月中旬**には中海において渡り鳥の飛来を確認(昨シーズンは9月下旬)
- ・ 9/28米子水鳥公園で初雁(ガン類の初飛来)確認(**過去2番目に早い記録**)

《参考:2023/24シーズン飛来状況》



《飛来状況(9月末調査)》

米子水鳥公園	835羽
湖山池	247羽

《野鳥サーベイランスの基本方針》

実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視	最大 35地点
	糞便・水検査	3か所
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視	最大 35地点 ※近隣で発生した場合は最大70地点に拡大
	糞便・水検査	3か所 ※近隣で発生した場合は最大6か所に拡大
野鳥監視ステージ3 (県内での感染確認時)	野鳥監視	最大 70地点+重点区域
	糞便・水検査	最大 6か所+重点区域

県内の渡り鳥の状況と野鳥サーベイランスの基本方針

(1) 野鳥監視

ステージに応じた監視を実施

- ・ 令和4年度の県内発生時にカモ類が飛来数が多かったことを踏まえ、飛来数に着目し、湖山池、日光地区、東郷池、米子水鳥公園で、カモ類を中心とした飛来鳥類の種類・個体数を確認
- ・ 飛来開始や飛来数の急増時など飛来状況が変化するタイミングで養鶏農場等へ注意喚起

(2) 糞便・環境水調査

基本を3か所(日光地区、東郷池※、米子水鳥公園)とし、ステージに応じて調査地点を追加 ※昨シーズン検出のあった東郷池をシーズン初めから実施。

- ・ 鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、糞便・環境水を調査。調査地選定についても助言をいただいている。
- ・ 過去に検出が多い日光地区は月2回実施。その他は月1回実施

鳥取県の対応(愛玩鳥等)

飼育者への注意喚起を実施

1 公園・動物取扱業者(販売・ふれあい施設など)・学校

- 鳥取市保健所とも連携し、県内保健所や関係部局を通じての注意喚起を実施(10月4日に通知)
(健康異常の早期発見、屋内での飼育、防鳥ネット等の点検など)
- あわせて今シーズン初めての陽性確認についても情報提供
- 野鳥と触れる可能性があり感染リスクの高い公園等には、今後、発生状況の段階に応じて、注意喚起を強化

2 愛玩鳥を飼育されている個人

- 県ホームページに飼育上の注意事項を掲載
(エサ箱や水飲み場に野鳥を近づけない、野生動物との接触を避けるなど)
- 市町村を通じて注意喚起を実施(10月4日に依頼)
(市町村のホームページ上に、県ホームページリンクの掲載を依頼)

鳥取大学山口先生のコメント

- 9月30日のハヤブサがシーズン初事例となったが、猛禽類での感染確認は、捕食対象の鳥種にウイルスが広がっていることを示唆し、県内も水鳥の渡りと共にウイルスが持ち込まれていると想定し対応する必要がある。
- 近年はカラスで数多くの感染を確認。北海道大学の調査では感染したカラスの糞に大量のウイルスが排出されることが分かっている。野鳥の間の感染を断ち切ることは無理なので、鶏舎にウイルスを入れないことが重要。
- 長いシーズンが始まるが、農場は鶏舎の点検や消毒など防疫対策に万全を期していただきたい。特に水鳥の飛来地に近い鶏舎については更に厳重な警戒態勢を。
- 世界的には乳牛や海獣など哺乳動物での鳥インフルエンザウイルス感染が多数確認されており、注意する必要がある。

県民への情報提供

- 関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応
- 県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供



お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

高病原性鳥インフルエンザへの対応

お気に入りページ

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されています。鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

鳥インフルエンザに関する情報について

- [家きんの情報はこちら](#)
- [野鳥の情報はこちら](#)
- [愛玩鳥の情報はこちら](#)

対応窓口

(24時間対応しています。)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877 (//)
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3276 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (//)
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (//)

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 (//)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 (//)

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・野鳥を素手で触らないでください。
 - ・野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。